

令和4年度「成長分野における即戦力人材輩出に向けた
リカレント教育推進事業（伴走支援・横展開事業）」
仕様書

1. 事業名

令和4年度「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（伴走支援・横展開事業）」

2. 目的

社会におけるデジタル化や脱炭素化という大きな変革に対応して、働く人が自らの職務におけるデジタル化に対応するためにスキルアップしたり、必要なスキルを新たに身に付けて、人材不足が見込まれる他の成長分野へ移動したりできるよう支援することが重要となってきている。

このため、本委託事業では、別途、文部科学省が大学等に対して実施する補助事業「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」（以下、「補助事業」という。）において、大学等が開発実施するリカレント教育プログラム（以下「プログラム」という。）の開発・実施・拠点構築に対する支援・分析、横展開、その他リカレント教育推進に向けた取組、情報発信を行い、社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を後押しする。

3. 事業内容

本委託事業においては、補助事業において採択された大学等（以下「大学等」という。）が実施するプログラムの開発・実施・拠点構築に対する伴走支援・分析、横展開、その他リカレント教育推進に向けた取組を実施する。

（1）プログラムの開発・実施等に関する伴走支援

- ① 伴走支援の実施に当たっては、大学等のアウトプット・アウトカム指標（KPI）等の達成を目指した積極的な支援を行うこと。
- ② 大学等がプログラムを開発する段階において、下記に例示する内容等について、必要に応じて助言等を行う。
 - ・プログラムを通じて提供する教育分野に関する雇用ニーズ
 - ・身につけるべき能力・スキル 等
- ③ 大学等がプログラムを実施する段階において、下記に例示する内容等について、実施に際しての助言や支援を行う。
 - ・実施上の課題解決に向けたアドバイス
 - ・提供する教育分野特性に関するアドバイス
 - ・受講者ニーズ、地域や企業ニーズ等に関するアドバイス
 - ・受講者募集、企業等によるプログラム活用のための情報発信 等※情報発信の詳細については（3）広報・周知に記載の内容も踏まえること
- ④ 大学等からの相談に対する相談窓口を設置し、プログラム実施における課題等に随時対応すること。なお、相談対応に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・審査委員会等の指摘事項も踏まえ、大学等による効果的なプログラム実施に向けて、積極的に助言や支援を行うこと。
- ⑤ 伴走支援の対象とする補助事業においては、補助期間終了後、大学等によるリカレント教育が、大学等の教育・研究の一環として継続的に実施されることを目指して

いる。そのため、本事業においては、大学等によるリカレント教育の継続的かつ自律的な運営・実施に向け、下記に例示するような支援を行う。

- ・長期展開を見据えた地域・企業・社会人等のニーズの整理
- ・効果的な外部との連携体制構築や学内の体制整備に関するアドバイス
- ・安定的な受講生確保に向けた講座運営に関するアドバイス
- ・持続的かつ発展的な実施に資する目標設定や評価に関するアドバイス
- ・人員や財源の確保等に向けた経営的観点からのアドバイス（設置形態に応じて）

⑥ 各大学等が作成する実績報告書においては、事業期間終了後のプログラムの継続的实施に関する方向性等に言及することとしているため、作成に当たっての助言等を行う。

なお、(1) プログラムの開発・実施等に関する伴走支援の実施に当たっては、(2) 調査・分析・効果分析の実施も視野に入れて、情報収集等を行うこと。

(2) 調査・分析

<優良事例の収集・分析>

① 大学等が開発・実施するプログラムについて、詳細な分析を行い、他の大学等（リカレント教育プログラムを未実施の大学等も含む）において、将来的にリカレント教育プログラムを実施する際に参考となるような事例の収集・展開を行う。事例の収集・分析に当たっては、以下に例示する内容等について、具体的な対応策なども盛り込むこと。

- ・学内体制の構築
- ・企業や地方公共団体等の外部関係機関との連携手段
- ・企業等のニーズを踏まえたプログラム開発・実施
- ・就職や転職等のキャリアアップ・キャリアチェンジに効果的な講座内容や、支援方法
- ・自走に向けた資金運営計画
- ・プログラムの開発・実施の際に発生した課題（学内体制、学外連携、講師確保、受講者募集、講座実施、就職・転職支援等）にどのように対応したか 等

② 特に、効果的な事例に関しては、優良事例として情報をまとめる。なお、事例については、コース、分野、地域の実情、実施内容・成果等を踏まえて40事例程度選定すること。（アンケート調査等で絞り込みを行い、ヒアリング等により詳細を確認し整理する。）

<受講者・企業等への効果分析>

③ 大学等を通じ、プログラム受講者への修了後のアンケート調査を実施すること。また、調査結果をとりまとめ、文部科学省HPや社会人の学びのポータルサイト「マナパス」（文科省から外部業者へ委託運営）等を通じて受講成果等について効果的に発信すること。

④ KPIの達成状況のほか、受講生・企業等に対し、プログラム実施によりどのような効果があったのか等を整理し発信する。

＜プログラム実施による大学等への効果分析等＞

- ⑤ 補助事業で開発・実施したプログラムを中心として、リカレント教育を実施することによる大学等の教育・研究・運営等への効果・課題等を調査し、その結果を取りまとめる。これにより、社会におけるリカレント教育推進や取組の横展開に繋げる。
- ⑥ プログラム全体の実施状況、プログラム実施成果、優良事例などをとりまとめ、プログラム実施の継続や横展開に資する成果報告書を作成する。
- ⑦ 分析にあたっては、令和3年度補正事業「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の未集計部分（※）の集計と成果の取りまとめを行うとともに、そこで得られた結果を適宜活用して、（1）プログラムの開発・実施等に関する伴走支援を行うこと。
また、別途、文部科学省が実施する「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業」においても、当該結果の活用を予定しているため、文部科学省の指示に従い情報提供等を行うこと。
※就職率等については、プログラム終了から3か月後のタイミングで回答回収することになっているため、一部のプログラムは集計が完了していない。

（3）広報・周知

＜プログラム実施段階における広報・周知＞

- ① プログラムの広報・周知により、受講者募集、企業や地方公共団体等におけるプログラムの活用支援を行う。
- ② 大学等から収集した情報について、「マナパス」の特設ページを改修し、事業趣旨や開設講座等について取りまとめること。（外部業者において追加発生する経費については受託業者から外注等で支出すること。）
- ③ 上記の特設ページには、「検索機能（分野・資格・期間、場所、費用、オンライン活用等）」、「講座一覧（申込方法等含む）」（各大学等の募集時期に間に合うよう掲載すること）、「事例特集」、「受講生・修了生の声」など、文部科学省と協議をいしつつ、受講者含めた社会人に対する学びの参考となる情報や、他の大学等が今後リカレント教育を推進するにあたって参考となる情報を掲載する。
- ④ 終了した講座についても、随時、事業成果を確認できるよう、受講人数、修了者数等、受講者へのアンケート調査結果、必要に応じて就職・転職先等の情報を収集の上、特設ページに整理する。
- ⑤ 特集ページの開設講座の情報については、「マナパス」トップページにおいても検索できるよう掲載すること。（例：「マナパス」トップページの検索画面において本事業該当プログラムのチェックボックスを設けて検索を可能にする）

＜リカレント教育推進に向けた広報・周知＞

- ⑥ （2）調査・分析で得たプログラムの事例及び効果等について、広く情報発信を行

うこと。これにより、社会人（受講有無問わず）、大学等（プログラム実施有無問わず）、企業、地方公共団体等へ、リカレント教育の推進に資する広報・周知活動に繋がるよう工夫すること。

4. 業務実施に当たっての留意事項

- ・上記3（1）のほか、文部科学省又は受託者において必要がある場合には、事業の進捗状況等に関して随時情報共有を行いながら事業を実施すること。
- ・調査項目や分析の視点等を検討する際には、有識者からの助言等を踏まえるとともに、確定する際には、文部科学省担当官と十分に協議を行うこと。

5. 業務実施（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和6年3月31日

6. 成果物

成果報告書を電子媒体にて納入する。

7. 納入期限

令和6年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課リカレント教育・民間教育振興室
syokugyou@mext.go.jp

9. 応札者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和4年度成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（伴走支援・横展開事業）総合評価基準」に基づくものとする。

（2）要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- *① 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。

[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。]

1-2 プログラムの開発・実施等に関する伴走支援

- *① 大学等のアウトプット・アウトカム指標（KPI）等の達成を目指し、積極的な伴走支援を行う計画が具体的に記載され、成果が期待できる内容となっているか。
- *② 大学等によるプログラム（以下「プログラム」という。）開発段階において、大学等に対してどのような支援や助言等を行うかが明確に記載され、成果が期待できる内容となっているか。
- *③ プログラム実施段階において、大学等に対してどのような支援や助言等を行うかが明確に記載され、成果が期待できる内容となっているか。
- *④ 大学等からの相談に対する相談窓口の設置など、大学等からの相談に随時対応可能な体制が整備されているか。
- *⑤ 大学等に対してどのような支援や助言等を行うかが明確に記載され、リカレント教育プログラムが大学等の教育研究の一環として継続的に実施されることを目指すうえで、成果が期待できる内容となっているか。

[上記①～⑤の項目について、リカレント教育の推進に向けて成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。]

1-3 調査・分析

- *① プログラムの事例収集・分析について、具体的な調査項目や調査方法が記載され、成果が期待できる内容となっているか。
- *② プログラムの事例作成について、どの程度の規模でどのような観点で事例を選定・作成するかが明確に記載され、他大学等の取組促進に向けて成果が期待できる内容となっているか。
- *③ プログラム受講者や受講者を派遣した企業等に対する調査として、プログラム受講による成果や効果を把握できる調査が提案されているか。またその調査結果について、具体的な情報発信方法が記載され、効果的な発信につながることを期待できるか。
- *④ 補助事業で開発・実施したプログラムを中心として、広くリカレント教育を実施することによる大学等への効果・課題の検証が可能となる調査が提案されているか。

[上記①～④の項目について、リカレント教育の推進に向けて成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。]

1-4 広報・周知

- *① 受講者募集、企業や地方公共団体等におけるプログラムの活用支援方策について、広報・周知の方法が具体的に記載されており、成果が期待できる内容となっているか。また、プログラム周知のためにどのようなコンテンツの掲載をイメージしているか具体的に記載されており、成果が期待できる内容となっているか。
- *② プログラムの実施事例や事業成果の情報発信について、広報・周知の方法が具体的に記載されており、社会人、大学等、企業、地方公共団体等におけるリカレント教育の推進に資する成果が期待できる内容となっているか。

[上記①～②の項目について、リカレント教育の推進に向けて成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

- ① 組織が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する

〔これまでの大学等関係事業、デジタル・グリーン分野等における人材育成関係の実績が、本事業の成果につながることを期待できるものとなっていれば加点する。〕

2-2 組織の事業実施能力

- *① 事業を遂行する人員および事業実施体制が確保されているか

〔幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する〕

- *② 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有しているか

- *③ 事業内容に対して、妥当な経費が示されているか

3 事業担当予定者の経験・能力

3-1 事業担当予定者の類似業務の経験

- ① 事業担当予定者が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する

〔これまでの大学等関係事業、デジタル・グリーン分野等における人材育成関係の実績が、本事業の成果につながることを期待できるものとなっていれば加点する。〕

3-2 事業担当予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

- *① 事業内容に関する知識・知見を有していること

- ② 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定を受けていること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
- ◇ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応募者が選択するものとする）

- 5-1-① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%

以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することを持って検査とする。

12. 守秘義務

受託者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本調査業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-①の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-②の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-①の場合は「合計額」と、5-1-②の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公

認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式第1号裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

15. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。